

3月23日(木) 18:30~

会場：静岡県評会議室



第119回定例研究会

だれでも参加できます

無期転換ルールを免れる 雇い止めへの対応

報告：加茂 大樹 氏（弁護士）

これからの企画

◆春のシンポジウム

- ・日時…4月8日(土) 午後1:30~
- ・会場…あざれあ

「アメリカ労働運動の新潮流とサン
ダース現象—最低賃金15ドル闘争
を中心に—」

伊藤大一 氏

「静岡県における最低賃金運動」

青池則男 氏

◆第120回定例研究会

- ・日時…5月18日(木) 午後6:30~
- 「静岡県最低生計費試算調査結果
(高齢者世帯)」

中澤秀一 氏

無期転換ルールの実施を！

労働契約法の改正により、有期契約労働者の雇用の安定を図るため「無期転換ルール」が2013年4月から施行されています。これは有期労働契約が繰り返し更新されて、通算5年を超えた時は、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。2018年4月になれば、施行後5年が経過するため、更新を繰り返している労働者は申し込みの対象となります。

しかし、5年が経過する前に、会社が雇い止めをするケースが見受けられます。厚生労働省も無期転換ルールを免れるための雇い止めについての慎重な対応や、無期転換が円滑に進むように通達を出しています。しかし、有期契約労働者は会社に対して弱い立場にあるため、権利を主張することが困難です。

また大学の非常勤講師も、無期転換ルールを逃れるための事前雇い止めが行われており、文部科学省も「法の趣旨に照らして望ましくない」と国会で答弁し、各大学に文書を送っています。